

「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与について

資料
1-1

令和6年4月時点

1 データ貸与の趣旨・目的

「全国学力・学習状況調査」の集計結果データを大学等の研究者や公的機関の職員等に一定期間貸与し、本データを活用した教育施策の改善・充実等を促進するもの（平成29年から貸与開始）。本データの貸与に係る利用申出手続、審査基準等はガイドライン（※）により規定。

（※）「「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係るガイドライン」（個票データ編と匿名データ編の2種類）

データの
貸与に
際しての
基本原則

（ガイドライン
より）

- 1 全国学力・学習状況調査の趣旨・目的に沿った貸与
 - ・利用目的が、①児童生徒の学力、学習状況等の把握・改善、又は②教育施策の改善・充実に資すること、に該当する場合に貸与
 - ・審査時には、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に配慮されているかについても確認
- 2 適正管理の確保 ※①は個票データのみ適用
 - ①組織的管理措置（情報セキュリティ対策が組織的に行われていること等） ②人的管理措置（利用者に対して必要な教育が行われていること等）
 - ③物理的管理措置（日本国内の施設可能な場所で利用すること等） ④技術的管理措置（外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと等）
- 3 利用期間の上限は2年間
- 4 認められた場合は、集計結果データを用いた研究等の全部又は一部を外部委託することも可能

2 貸与するデータの種類

■ 個票データ（本体調査、経年変化分析調査、保護者に対する調査）

- ・児童生徒の答案番号ごと又は学校コードごとに、教科調査の解答状況（各教科の正答数等）や質問調査の回答状況等を一覧化したデータ。

■ 匿名データ（本体調査）

- ・個票データ（本体調査）から一定割合（10%程度）を抽出し、匿名化処理をしたデータ。

左記の集計結果データの他に、**パブリックユースデータ**（匿名データと同様の変数構成の疑似データ）を用意しており、文部科学省ホームページからダウンロード可能。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/1404609.htm

3 利用に当たって必要な手続

○ 集計結果データの利用申出に係る相談（随時）

○ 申出書及び添付書類を提出

受付期間は、個票データは年3回程度、匿名データは随時

○ 利用申出に対する審査・決定

個票データは有識者会議、匿名データは文部科学省において審査

○ 審査結果の通知及び貸与手続

◇ 申出者・利用者の範囲

	個票データ	匿名データ
申出者の範囲 （集計結果データの貸与を求められることができる者）	・常勤の研究者等	・常勤の研究者等 ・非常勤等の研究者 ・大学院生
利用者の範囲 （集計結果データやそれを加工・集計したものを利用できる者）	・常勤の研究者等 ・非常勤等の研究者 ・大学院生	・常勤の研究者等 ・非常勤等の研究者 ・大学院生 ・学部学生